

流域ガバナンスの構造とその変容 —淀川水系流域委員会の メンバー構成を事例として—

大野 智彦¹・木村 道徳²

¹非会員 阪南大学専任講師 経済学部 (〒580-8502 大阪府松原市天美東5丁目4-33)

E-mail: ohno@hannan-u.ac.jp

²正会員 大阪大学特任研究員 大学院工学研究科 環境・エネルギー工学専攻
(〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2-1)

E-mail: kimura@ue.sec.eng.osaka-u.ac.jp

本研究では、淀川水系流域委員会のメンバー構成を事例として流域ガバナンスの主体について検討を行った。委員選定方法、委員の所属先、委員の専門分野、委員会・部会への所属状況を調査したところ、(1)委員の所属先や専門分野は多様であり、その変遷には有識者による準備会議等の議論が反映されている、(2)地域住民を含む幅広い分野から委員が選ばれていたが、直接的な利害関係を有する主体が委員として選定されていなかったといった点が明らかになった。

Key Words : watershed governance, watershed committee, Yodo River watershed

1. はじめに

近年、流域ガバナンスに関する研究が盛んに行われ、同時に様々な実践も各地で進展している。その代表的事例の一つとして考えられるのが、淀川水系の河川整備計画策定に向けたプロセスである。中でも、淀川水系流域委員会の取り組みは多くの注目を集めている。本研究ではこの淀川水系流域委員会のメンバー構成に着目して、その変容を記述することで、複雑な流域ガバナンスの全体像の把握に向けた基礎的情報の整理を行う。

流域ガバナンスという概念の定義については、いまだ論者の間で差異はあるものの、いくつか共通した要素を抽出することができる。例えば中国と日本の流域ガバナンスについて論じた大塚¹⁾は、対象とする資源、空間、主体の3側面から考察を加え、流域ガバナンスを「ある流域において生態環境の保全・再生を図りながら、社会経済の発展を実現するために、政府各部門および社会各層の利害関係者(ステークホルダー)が協力・連携し、多層なパートナーシップの形成のもとに行う、多様な流域資源の管理・利用・保全のあり方」と定義している。また琵琶湖・淀川水系の流域管理に関する学際的研究プロジェクトの成果を論じた和田ら²⁾は、流域ガバナンスを管理の合理的な空間スケールの単位としての「流域」、

管理の視点・目的に関わる「持続可能性」、管理の主体に関わる「ガバナンス」という3つの理念から成り立つ考え方と整理している。

こうした各論者の定義を踏まえると、流域ガバナンスでは(1)対象となる空間としての流域、(2)管理の主体の多様性という2つの側面が重視されている。

このうち後者の管理主体の問題は、流域のみならず広く環境ガバナンス論の中で論じられている課題である。例えば、松下・大野³⁾は環境ガバナンスを「上(政府)からの統治と下(市民社会)からの自治を統合し、持続可能な社会の構築に向け、関係する主体がその多様性と多元性を生かしながら積極的に関与し、問題解決を図るプロセス」と定義し、環境問題の解決に向けた多様な多元的な主体の関与の重要性を指摘している。

ところがこれらの定義においては多様な主体が関与することの重要性は指摘されているものの、具体的にどのような主体の関与が求められるのかは自明でない。河川整備計画はダム建設から自然再生事業までを含む河川管理のもっとも基本となる計画であり、その策定プロセスに誰が関与すべきかは流域ガバナンスを検討する上で大きな問題である。

一方で、流域ガバナンスは様々な要因と利害関係者が絡み合った複雑なものであるうえに、ダム建設をめぐる

対立関係など象徴的な部分のみが社会的には注目される傾向にある。流域ガバナンスの主体を考える上でそうした印象論にもとづいた議論は避け、できる限り客観的な情報を積み重ねて議論する必要がある。

こうした問題意識を踏まえて、本稿では次の順に論を進めていく。まず、次章では先行研究の到達点と課題について確認をする。この際には、淀川水系流域委員会に関する研究と、一般的な審議会などにおけるメンバー構成に関する研究を取り上げる。次に、分析の方法について述べる。4章では結果を述べ、最後に5章において考察を加え、今後の課題についても整理する。

なお本研究では淀川水系の流域ガバナンスの中でも流域委員会、とりわけそのメンバー構成に焦点を当てている。したがって、河川整備計画の策定プロセスで重要な影響を持ったと思われる、住民意見の分析や、都道府県知事、市町村長の影響については本稿で扱っていない。

2. 先行研究の概要

(1) 淀川水系流域委員会に関する議論

淀川水系流域委員会は、2001年2月1日に国土交通省近畿地方整備局によって設置された。設置当時の委員会の規約によれば、河川法第十六条の二第3項に規定する趣旨に基づいて、(1) 淀川水系河川整備計画【直轄管理区間を基本】の策定にあたり、同河川整備計画について意見を述べることに、(2) 関係住民の意見の反映方法について意見を述べることを目的であった。

委員会の初期は、河川の現状についての説明や意見交換が主であったが、次第に淀川水系の直轄区間において建設、再開発が予定されていた5つのダム（丹生ダム、大戸川ダム、天ヶ瀬ダム、川上ダム、余野川ダム）についての審議が中心となっていく。委員会は、「新たな河川整備をめざして—淀川水系流域委員会 提言—」

（2003年1月）、「『基礎原案』に対する意見書」

（2003年12月）といった答申を取りまとめ、河川管理者はそれを受け「河川整備計画基礎原案」（2003年9月）、「河川整備計画基礎案」（2004年5月）を提出するといった具合に計画作りが行われていったが、ダム建設をめぐる原則として建設すべきではないとする委員会側と河川管理者側の対立が激化していった。2009年3月31日に河川整備計画が策定され、流域委員会はその進捗点検を担うはずであるが、2009年8月に委員の任期が切れて以降、新規委員の選定は行われず休止状態にある。

淀川水系流域委員会の委員長を務めた今本⁴⁾は、その運営方式の特徴として次の5つの点を挙げている。

(1) 従来になかった審議のプロセス

(2) 情報公開・透明性の確保

(3) 幅広い意見の聴取

(4) 委員会による自主的な運営

(5) 委員による分担執筆

(1)の従来になかった審議のプロセスとは、河川管理者が示した原案を受けて審議をするのではなく、河川管理者との意見交換を踏まえた委員会の「提言」をもとに河川管理者が「基礎原案」を作成する、という双方向の審議プロセスのことを指している。また(2)、(3)に挙げられているように、会議資料や議事録などの徹底した情報公開、傍聴者からの意見聴取なども大きな特徴である。さらに(4)、(5)で挙げられているように、事務局を民間企業に委託し委員が自主的に運営を行い、「提言」や「意見書」を委員自らが分担執筆した点も、通常の審議会や委員会などと大きく異なっている。

委員会の詳細に関しては、宮本⁵⁾、今本⁶⁾、など委員を務めた当事者による報告がいくつかなされている。ジャーナリストの古谷⁷⁾は、流域委員会関係者へのインタビューによって河川整備計画の策定までのプロセスを詳細に描いている。

(2) 審議会のメンバー構成分析

流域委員会のように行政機関からの諮問を受けて設置される審議会は、従来から行政側の案に対してお墨付きを与える「隠れ蓑」として批判されてきた⁸⁾。そして行政側の案に沿った答申が出される背景として、そもそもそうした案を受け入れる委員の存在があり、委員構成の問題が指摘されている⁹⁾。

流域委員会の委員構成を対象とした研究は見当たらないものの、都市計画の分野において都市計画審議会を対象とした同種の研究はいくつか存在する。新城ら¹⁰⁾は九州地方の63市町村の都市計画審議会を対象としたアンケート調査を行い、委員の中で学識経験者が占める割合や、その専門分野について分析している。この研究では、大学に所属する研究者が学識経験者として審議会の委員を務めている例は少なく、中でも都市計画の専門家が委員を務めている例はごく少数にとどまっている実態を明らかにしている。同時に学識経験者以外の委員の属性についても検討が加えられ、その結果によれば住民委員の内訳は自治組織系団体からの委員が46.2%と最も多く、各種市民団体（26.9%）、産業系団体（13.8%）と続いている。

劉ら¹¹⁾¹²⁾は中部地方の308市町村へのアンケート調査にもとづいて、各都市計画審議会における学識経験者、議員、市民代表などの委員数やその専門分野について分析している。この研究では、2001年度と2003年度の調査結果の比較から、市民代表委員が増加する傾向にあるものの、そうした住民代表重視の傾向の高い審議会では審議

される議案の数が少なく充実していない傾向が指摘されている。

また、松村¹³⁾は実体験を基にして審議会におけるファシリテーターとしての学識経験者の役割を、庄嶋¹⁴⁾は公募市民委員の意義や問題点について論じている。

環境・資源管理の文脈では、井上¹⁵⁾が環境ガバナンスとの関連でメンバーシップの指針について論じている。井上は、コモンズ論をベースに協治 (Collaborative Governance) の指針を検討する中で「段階的なメンバーシップ」の重要性を指摘している。これは、対象となる環境・資源に最も近い地域住民を中心に置き、関わりの濃淡に応じて外部者にも緩やかな関わりを認めるという考え方である。フォーラム (情報交換の場) においてはメンバーシップは緩く設定され、アリーナ (意思決定の場) では地元住民が中心となり限定された外部者に低位のメンバーシップを与えるということになる。そして環境ガバナンスにおいてどういった主体が関与すべきなのかという問題を考える上で、レジティマシーについての議論が重要であり、様々な社会、文化的要因によって規定されるとしている。

3. 分析方法

以下では、淀川水系流域委員会の委員構成を各期ごとに集計し、所属先や専門分野の変遷を確認する。各期は任期切れなどを理由に委員の大幅な入れ替えのあった時点を基準に区切られており、具体的には第1期は委員会設立の2001年2月1日から2005年2月まで、第2期は2005年2月から2007年1月まで、第3期は2007年8月

から2009年8月までを指している。委員名簿やその専門分野については、ウェブサイト¹⁶⁾で公開されている情報を使用した。分析の対象とした委員名簿はいずれも各期の委員選定当初のものを使用しており、途中で委員の交代や辞任は反映されていない。

また、後述のとおり流域委員会の委員構成は、準備委員会や委員候補推薦委員会での議論が反映されており、委員選定の背景となった理由を探るには、その議事録を分析することが妥当な方法である。したがって、各期の委員選定に関する準備委員会や委員候補推薦委員会等の議事録もウェブサイトで公開されているものを入手し、内容を確認した。

4. 分析結果

(1) 委員選定方法

淀川水系流域委員会の特色の1つに、委員の選定のための委員会を別に設け、公開の場で委員選定を行った点をあげることができる(表-1)。第1期委員は2000年7月26日から12月12日まで4度にわたって開催された「淀川水系流域委員会準備会議」にて選定された。この準備会議では委員構成のみならず、流域委員会の規約や組織構成についても議論されたが、委員についても公募を行い、準備会議委員の推薦、河川管理者の推薦があった計424名の中から、52名を委員会と地域別部会の委員として選定した。

同様に第2期委員についても、2004年9月28日から2005年1月18日までの間に3回にわたって「淀川水系流域委員会委員候補推薦委員会」が開催された。ここで

表-1 各期の委員選定のために開催された委員会

目的	会議名称	開催期間・回数	委員	結果
第1期委員の選定	淀川水系流域委員会準備会議	2000年7月26日～12月12日の間に4回	芦田和男(京都大学名誉教授), 川那部浩哉(京都大学名誉教授), 寺田武彦(弁護士), 米山俊直(京都大学名誉教授)	委員会とその下部組織として地域別部会を設けることとし、公募、委員の推薦、河川管理者の推薦があった424名の中から部会委員を含む計52名を選定。
第2期委員の推薦	淀川水系流域委員会委員候補推薦委員会	2004年9月28日～2005年1月18日までの間に3回	芦田和男(京都大学名誉教授), 川那部浩哉(京都大学名誉教授), 寺田武彦(弁護士), 吉川和広(京都大学名誉教授), 米山俊直(京都大学名誉教授)	第1期からの継続として15名を、新規委員として公募、委員の推薦、河川管理者の推薦があった137名の中から13名を推薦。
第3期委員の推薦 (ただし、最終的な委員選定は河川管理者が行う)	淀川水系流域委員会委員候補推薦委員会	2007年6月6日と20日の2回開催	西野麻知子(滋賀県琵琶湖環境科学センター), 見上崇洋(立命館大学政策科学部), 水山高久(京都大学大学院農学研究科), 向井利明(前(社)関西経済連合会)	第3期委員のうち約半数を占める12名の新規委員について、公募、委員の推薦、河川管理者の推薦があった81名の中から29名を推薦。

は、第1期から継続してそのまま委員を務める15名と、新たに加わる委員として公募、推薦委員会委員からの推薦、河川管理者からの推薦があった137名の中から13名を推薦し、計28名の委員を選定した。

第3期委員の選定については、2007年6月6日と20日の2回「淀川水系流域委員会委員候補推薦委員会」が開催された。ただしこの推薦委員会では、第3期のうち約半数となる12名の新規委員の枠についてのみ、公募および委員の推薦、河川管理者の推薦があった81名の中から29名を推薦した。第2期から継続する委員の選定や、29人の新規委員候補から12名を選定する手続きは河川管理者が行い、推薦委員会委員はその結果を「確認」するにとどまった。したがって、第3期委員の選定手続きは、第1期、第2期と比較すると河川管理者の関与が多くなっている。

(1) 委員の所属先の変遷

本委員会の全委員の所属先について、各期別に「大学・研究機関」、「NPO、NGO」、「その他」に分類したところ(図-1)、1期から3期の間で大きな変化は見られなかった。具体的には、「大学・研究機関」に所属する委員の割合が、72.7% (1期)、71.4% (2期)、66.7% (3期)と減少したが、「NPO、NGO」に所属する委員の割合は、22.7% (1期)、14.3% (2期)、20.8% (3期)とほぼ横ばい、「その他」に分類される委員の割合が4.5% (1期)、14.3% (2期)、12.5% (3期)と増加している。

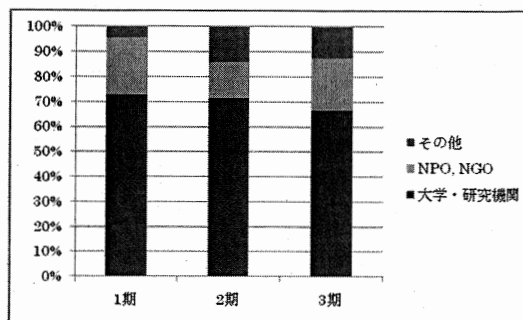


図-1 委員の所属先の変遷

委員の所属先NPO、NGOは全国規模で活動する団体は少なく、比較的地域を限定したテーマで活動する団体が多い。また「その他」の具体的な所属先は、企業関係者(2名)、弁護士(1名)、元公務員(1名)、漁業者(1名)、特に所属なし(1名)であった。

「大学・研究機関」に所属する委員が多い理由は、流域委員会の設置根拠となった河川法第十六条の二第3項が、河川整備計画の策定にあたって「学識経験者」の意見を聞くことを定めているためである。ただし淀川水系流域委員会では、準備会議において「学識経験者」ではなく「学識経験者等」の意見を聞くとして地域住民についても「地域特性に詳しい委員」といった形で委員に選定していた。

例えば淀川水系流域委員会準備会議の第1回会議で川

表-2 委員の専門分野の変遷

1期		2期		3期	
分類	細目	分類	細目	分類	細目
治水(3)	治山・砂防(1)	治水(6)	治山・砂防(1)	治水・防災(6)	河川(2)
	洪水防御(1)		洪水(4)		治山・砂防(1)
	高潮・津波(0)		高潮・津波(1)		防災(3)
	河道変動(1)		河道形状・土砂移動(2)	利水・利用(5)	利水(1)
利水(3)	水資源(1)	利水・利用(4)	水資源・水循環(1)		利用(1)
	農業関係(1)		河川敷・水面利用(1)		地域・まちづくり・都市計画(3)
	漁業関係(1)		農業関係(1)		
	親水(0)		漁業関係(1)	環境(8)	生態系(3)
生態系(7)	生態系(1)	環境(7)	生態系(2)		水環境(1)
	動物(1)		動物(2)		植物(1)
	植物(1)		植物(1)		魚類(1)
	水環境(1)		水環境(1)		水質(1)
	水質(1)		水質(1)		環境教育(1)
	環境教育(1)		景観(2)		自然保護(1)
人文(5)	自然保護(1)	人文・経済・社会(11)	法律(1)	人文・経済・社会等(6)	法律(1)
	法律(1)		経済(1)		水文化(1)
	経済(1)		水文化(1)		住民連携・地域特性(4)
	水文化(1)		地域・まちづくり(1)		
	地域・まちづくり(1)		住民連携(6)		
その他(5)	マスコミ(1)		事業評価(1)		
	河川環境一般(1)				
	地域の特性に詳しい委員(4)				

*いずれも発足当時の人数。第1期は、平成14年から部会委員も合わせて53名の委員となった。

*カッコの中の数字は、その分野に該当する委員の数を示している。細目については1人で複数の細目に該当する場合があります、合計人数と合致しない場合がある。

那部委員は、「今の河川整備計画の特徴の＜手続＞1行目に、「学識経験者の意見を聴く」と書いてあります。先ほどの設立会資料1ページ、準備会議の設立趣旨では、「学識経験者等から意見を頂く」と書いてあります。これは、違うと理解してよいのですね。私はその方がよいと思っています。」¹⁷⁾と学識経験者の解釈を広くとらえるべきであると提起し、これに関するやりとりの中で河川管理者側も「我々としては、「河川に関して学識経験を有する者」と書いてありますが、「学者先生」とは書いていませので、「学識経験を有する者」と認定していただければ結構かと思っています。」¹⁷⁾と大学や研究機関に所属するものに委員を限定しない姿勢を示している。

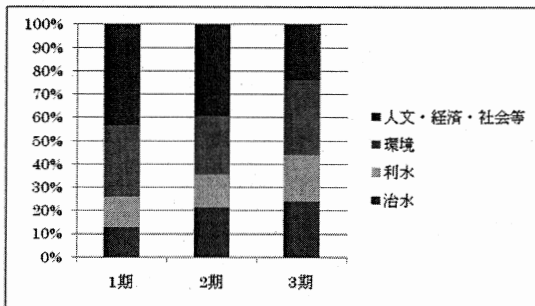


図2 委員の専門分野の変遷

表3 淀川水系流域委員会に設けられた部会

	第1期	第2期	第3期
地域別部会	淀川部会	淀川部会	部会なし
	琵琶湖部会	琵琶湖部会	
	猪名川部会	猪名川部会	
		木津川上流部会	
テーマ別部会	環境・利用部会(2003年1月～)		部会なし
	治水部会(2003年1月～)		
	利水部会(2003年1月～)	利水部会	
	住民参加部会(2003年1月～)	住民参加部会	

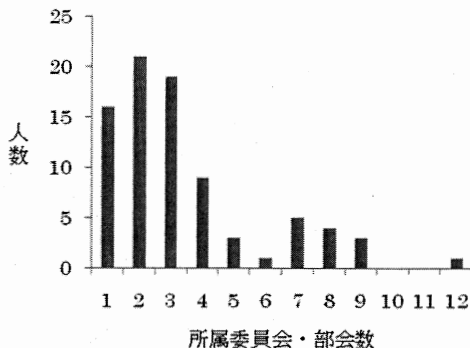


図3 所属委員会・部会数

(3) 専門分野の変遷

委員の専門分野は、表-2に示した通りである。準備会議等の議事録によれば、各期ともに治水、利水、環境（生態系）、人文・経済・社会といった大まかな分類と、さらに具体的に専門分野を提示した細目が提示され、これを基準に委員選定が行われていた。カッコの中の数字はその分野に該当する委員の数を示しているが、分類ごとの割合をグラフにすると図-2のとおりである。これによると、第1期では治水、利水を専門とする委員は数少なかったが、期を追うごとに増加していった。反対に、環境（生態系）、人文・経済・社会を専門とする委員の割合は、期を追うごとに減少していった。最終的に第3期では、「治水・防災」、「利水・利用」、「環境」、「人文・経済・社会等」の4分野の割合はほぼ均等となった。

こうした専門分野の変遷は、準備会議等での議論を反映したものである。例えば第2期委員の選定過程で芦田議長は、「整備計画を策定する段階におきまして、特に河川管理者の方は環境に弱いと言いますか、環境のことについてほとんど御存じないというか、そういう状況の中で整備計画を作るといってございますから、特に環境の人数を非常に増やし、治水、利水につきましては専門だからそうたくさんいなくてもいいんじゃないかということで減らしたいきさつがございます。（中略）整備計画ができた段階では、それをフォローしていく段階になりますと利水というよりも治水が特に重要になると思いますが、治水と環境あたりがかなり重要になってくるんじゃないかということで前の人数より少し治水を増やしたらどうかというふうに思っておるわけでございます。」¹⁸⁾と発言しており、こうした議論が委員の専門分野の変化を招いたと考えられる。

(4) 委員会・部会への所属状況

淀川水系流域委員会では、委員会の下部組織として地域部会やテーマ別部会が設けられていた（表-3）。

図-3は、各期の委員名簿、部会の委員名簿をもとにして、各委員が所属した委員会や部会の数をヒストグラムにして表したものである。同じ委員会、部会への所属であっても、期が異なればそれぞれ1つとして数えている。これによると、2つの部会や委員会に所属した委員が最も多く、述べ82人の委員のうち21人がこれに該当した。所属した委員会・部会の数をもっとも多い委員は住民連携・地域特性に詳しいものとして選ばれた委員で、12の委員会、部会に参加していた。

また3期にわたる委員会のうち連続して委員を務めたのは5名で、延べ委員数（82名）に占める割合は6%であった。この5人の専門分野は、住民連携・地域特性に詳しいもの（3名）、水環境（1名）、治山・砂防（1

名)であった。

5. 考察

以上で明らかになった点を、冒頭で述べた流域ガバナンスの主体という問題に立ち返って検討してみると、次の点を指摘できる。

まず、淀川水系流域委員会では「大学・研究機関」に所属する狭義の学識経験者だけでなく、地域の NPO、NGO に所属するものが委員を務めていた。また、委員の専門分野についても人文・社会も含め幅広く選ばれていた。このように委員会委員として、「多様な主体」の参加が見られたといえる。そして、そのメンバー構成には準備会議等での議論が反映されていることも明らかとなった。既往研究⁹⁾の指摘するようにこうした委員会の委員構成の重要性を考えれば、これらの会議が積極的な情報公開の下で行われたのは重要である。ただし、第3期委員の選定において従来よりも河川管理者の関与が高まり公開性が低下したことは注意を要する。

その一方で、井上の「段階的メンバーシップ」論を参考にすれば、流域ガバナンスという観点から直接的に大きな利害関係を有するであろう関係者が委員会メンバーに入っていなかったことも指摘できる。例えば、水利用の観点でかわりが大きいと思われる農業従事者や、水没移転を強いられるダム建設予定地の住民がその例である。

なお本稿では、こうした委員構成の変化が流域委員会内での議論にどのような影響を与えたのか明確にできていない。この点については、議事録等を使って流域委員会での議論の変遷をできるだけ客観的に描き出し、本稿で明らかにした委員構成の変遷と照らし合わせる必要がある。

謝辞：本研究の一部は、科研費（18078009）の助成を受けている。

参考文献

- 1) 大塚健司編：流域ガバナンス 中国・日本の課題と国際協力の展望, アジア経済研究所, 2008.

- 2) 和田英太郎 監修, 谷内茂雄・脇田健一・原雄一・中野孝教・陀安一郎・田中拓弥編：流域環境学 流域ガバナンスの理論と実践, 京都大学学術出版会, 2009.
- 3) 松下和夫編：環境ガバナンス論, 京都大学学術出版会, 2007.
- 4) 今本博健：淀川水系流域委員会における合意形成, 環境技術, 37(2), pp.104-109, 2008.
- 5) 宮本博司：河川行政の転換 ―今淀川が変わろうとしている―, 環境技術, 31(9), pp.34-40, 2002.
- 6) 今本博健：河川が面白くなってきたぞ ―淀川水系流域委員会委員の個人的報告―, 環境技術, 35(1), pp. 65-68, 2006.
- 7) 古谷桂信：どうしてもダムなんですか？ 淀川流域委員会奮闘記, 岩波書店, 2009.
- 8) 森田朗：会議の政治学, 慈学社出版, 2006.
- 9) 安原茂, 審議会の委員構成をめぐる若干の問題. 地域開発, 161: p. 33-37, 1978.
- 10) 新城龍成, 梶原文男, 吉武哲信, 出口近士：市町村都市計画審議会の構成と運用に関する基礎的調査, 土木計画論文集, 2003.
- 11) 劉嘉茵, 竹内伝史：中部 7 県における地方分権型都市計画の実態分析, 都市計画論文集, 40(3), pp.457-462, 2005.
- 12) 劉嘉茵, 秋山孝正, 田中尚人, 竹内伝史：実態調査に基づく市町村都市計画審議会充実度に関する比較分析, 応用地域学研究, 11, pp.87-94, 2006.
- 13) 松村豊大：審議会における学識経験者の役割 K 市保育所移管先選定委員会委員の経験から, 徳島文理大学研究紀要, 75, pp.21-33, 2008.
- 14) 庄嶋孝広：委員会・審議会における市民参加と合意形成の現段階, 月刊自治研, 45(525), pp.71-79, 2003.
- 15) 井上真：自然資源「協治」の設計指針 ―ローカルからグローバルへ, 室田武編, グローバル時代のローカル・コモンズ, ミネルヴァ書房, pp.3-25, 2009.
- 16) 淀川水系流域委員会：http://www.yodoriiver.org/ (2010年9月4日確認)
- 17) 淀川水系流域委員会準備会議：第1回議事録, http://www.kkr.mlit.go.jp/river/junbikai/pdf/012.pdf (2010年9月4日確認)
- 18) 淀川水系流域委員会委員候補推薦委員会：第2回議事録, http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/comit/past/suisen/pdf/33_3m_gijiroku_2.pdf (2010年9月4日確認)

CHANGES OF WATERSHED GOVERNANCE WITH FOCUS ON MEMBERSHIP OF YODO RIVER WATERSHED COMMITTEE

Tomohiko OHNO, Michinori KIMURA

This study examined the stakeholder participation in watershed governance with focus on the membership of Yodo River watershed committee. Selection process of committee member, characteristics of member, and belongings in committee or working groups were investigated. As a result, this study revealed that members were selected from various fields thorough transparent process, however, stakeholders who have strong interest in watershed management were not selected as a committee member.